

# 平成29年度事業報告

## 概況

平成29年度のわが国経済は、緩やかながら長期間にわたって回復基調が続き、「いざなぎ景気」を超える戦後2番目の長さとなった。ただその実感は地域や業種によって大きく異なり、食品流通業界は、国内外の先行きの不透明感で消費マインドは停滞し、節約志向が根強く、業態間競争の激化や天候不良もあり価格競争が一段と激しくなった。さらには人手不足による物流費や人件費の上昇、ネット販売の拡大、企業の再編や総合化が進展し、変化のスピードを感じる年でもあった。また、政策の方向性として「生産性改革」とか「働き方改革」といった柱が示され、少子・高齢化社会の構造変化の中で成長と成熟の両方が重なり合う食品業界でどうバランスさせるかも課題となった。

こうした状況の中、弊協会は名称を一般社団法人日本加工食品卸協会に変更して6年目を迎え、制度改革の理念に基づき事業活動を行い、継続して食品流通のサプライチェーンの協働体制の基盤や業界インフラの整備に優先的に取り組んだ。

こうした活動を行えたのは、例年の如く賛助会員の全面的なご協力や関連省庁である農林水産省をはじめとする諸官庁の適切なお指導ご協力、加えて(一財)流通システム開発センター、(公財)食品流通構造改善促進機構、(公社)日本缶詰びん詰レトルト食品協会、(一社)日本パインアップル缶詰協会、日本製罐協会、(一財)食品環境検査協会等の諸団体の皆様方の多方面にわたるご配慮があったからに他ならない。あらためて感謝申し上げます。

以下、事業別に概観し、その後に個別事業別に活動を報告する。

## 1. 調査研究事業

少子高齢化社会が深まり、女性の社会進出が進み、EC市場が伸びるなか、国内市場は多様化が進展し、著しく流通環境は変化を見せている。消費者は単にモノ自体だけではなく、購買の過程の利便性などで店を選択する傾向を強めている。ECなどの先進的業態のみならず、スーパーやコンビニエンスといった業態でも革新的な業態開発が顕著になってきた。顧客ニーズが細分化し、流通も多様になる中で、自らが変化を生み出すことが経営的に重要な課題となった。

こうした環境の中、協会運営のコンプライアンスや消費税軽減税率制度への対応策や厳しい物流環境に対応した共同配送推進の調査研究を行った。

### ◇「コンプライアンスに基づく運営ガイドライン」について

公正取引委員会が、事業者団体における独占禁止法コンプライアンスの取組みについてのアンケート調査を行った結果、事業者団体は概してコンプライアンスに取り組むことへの意識が低いという現状が判明したとして、明文化した独占禁止法コンプライアンスマニュアルやルールの整備が必要との見解を公表した。これら受け事業者団体における会合は同業者が接触する「場」であり、独禁法上の問題が生じるリスクを避け、協会として業界の健全な発展に寄与する活動を継続するため日食協活動の実態に即した「コンプライアンスに基づく運営ガイドライン」を策定することし、法務研究会で検討し、平成29年11月8日の理事会で承認された。

### ◇「消費税軽減税率対応企業間取引の手引き」について

平成31年10月から消費税が引き上げられ、同時に低所得者層への配慮の観点から「軽減税率制度」が導入実施される。これにより標準税率10%と軽減税率8%の複数税率に対応することが必要になり、卸売業としては「適用税率ごとに区分した消費税の計算」や「商品ごとの適用税率及びその合計額を記載した請求書等の発行」といった新たな作業が生じ、日々の業務の中で製造業からの仕入れと小売業への売上げの双方に対応する必要がある。したがって日食協では、情報システム研究会の下部組織として、「軽減税率対応システム専門部会」を設け、企業間取引における影響範囲や課題を明らかにして手引としてまとめることにした。この専門部会では、財務省、国税庁などから公表されている資料などをベースに当局との直接の検討会などを含め10回の会合を行い、最終的には財務省からのご指導、ご確認をいただき第1版として手引を完成させた。

軽減税率制度は、流通業に負荷のかかる税制であることから卸売業としての対応方針を明らかにして、製造業、小売業との協議を進めることが肝要と判断。今後は新たに政省令等が公表されしだいこの情報を取り込み第2版として公表する予定。手引の内容としては公表されている資料をベースに消費税軽減税率制度の概要を解説し、これに対応する業界のガイドラインという構成でまとめた。特に、基本方針として製・配・販が軽減税率及びインボイス対応をできる限り極小化し、かつ、企業間取引において益税が発生しない整合性の取れた対応を選択する方向としている。具体的には、受発注・物流等、日次業務運用への影響を極力及ぼさない対応とし、軽減税率制度対応へのシステム改修は二重投資を避けるため、2019年10月対応時にインボイス制度対応までを行うことを推奨している。

#### ◇「加工食品卸売業の共同配送推進の手引き」について

物流環境が厳しくなる中で、平成28年10月に国土交通省の物流総合効率化法が改正され、従前の大型物流拠点を中核とした取り組みにフォーカスした政策から、環境負荷低減を推進し、幅広く物流効率化の取組みを支援する政策に大きく舵がきられた。これ以降急速に食品メーカー同士が共同配送に取り組む事例が増加した。こうした中で我々加工食品卸業界はどのようにして物流の合理化、共同配送に取り組むべきかの検討を重ねた結果、弊協会の平成29年度事業計画として「加工食品卸売業の共同配送推進の手引」を作成することとした。弊協会として直接的に共同配送を事業化することはできないので、この手引を基に会員卸企業が共同配送を考える環境を整備しようとしたものです。会員卸売企業が「競争」と「協調」という理念を良く理解して、物流は共同でという考えのもと、より効率的で安定した物流力を確保して円滑な食のライフラインを維持することを社会的使命として果たすことを目的とした。内容的には、加工食品卸売業として共同物流取組宣言をし、加工食品卸の独自のネットワークを活用した共同配送計画の策定手順をステップごとに整理したもので、最後に加工食品卸業界の具体的共同配送の事例も掲載した。

尚、この手引きは、平成26年度の経済産業省の補助事業の「荷主連携による共同物流の調査研究成果物」を参考にしたもの。

## II. 研修・普及・啓発実践事業

本部として各支部の定時総会や研修会時に協会の事業活動報告を行い、情報の共有化に努めた。例年の如く情報システム研修会を全国卸売酒販中央会と共催して行い、「流通システム標準普及推進協議会の活動について」「製・配・販連携協議会の活動状況について」「消費税軽減税率制度に関する業界対応について」「AIを含む最近のIT事情と経理業務の変革について」を研修し、情報システム部門として共有すべき知見を得た。

食品の物流現場の効率化・課題解決のための展示会として弊協会と(一財)食品産業センターが主催して9月13日(水)から9月15日(金)東京ビッグサイト東ホールにて「フードディストリビューション2017」を開催した。共催は事務局業務を勤めるアテックス(株)。農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省から後援をいただき、また多数の団体からも協賛をいただいた。この展示会は「食品の物流センター」に焦点をあてた国内唯一で初の専門展示会。賞味期限などの日付管理や温度管理や衛生管理対策など食品だからこそ必要な製品や機器、システムなどを一堂に集めて食品関連業者に「物流の効率化」を訴求するのが狙い。また食品物流をテーマとした最新情報を発信するセミナーも併催した。3日間の入場者数は天候にも恵まれ45,225名であった。

#### ◇製・配・販連携協議会活動について

加工食品W・Gの卸売業調査による返品実態報告では、「卸売業→メーカー」への返品率の2016年度は、0.75%と前年度からほぼ横ばいで推移した。また、「小売業→卸売業」の返品率は0.37%と前年比で上昇したが近年の傾向ではほぼ横ばいといえる。一方小売業調査の「小売業→卸売業」の返品率は0.07率であり、2014年度以降低下傾向である。

卸売業調査による「小売業→卸売業」の返品率を業態別に見ると、ドラッグストアの返品率が他業態に比べて高い、一方、コンビニエンスストアの返品率は低い。

#### ◇食品ロス削減のための商慣習検討W・Tの活動について

平成25年度に「飲料及び賞味期限180日以上菓子」を対象に、納品期限を賞味期間の2/3残しから1/2残しに緩和するパイロットプロジェクトを実施した結果、小売段階のロス率や消費者の購買行動に悪影響を及ぼさずにメーカーや卸段階でのロスを大きく削減することができた。このことからW・Tでは「飲料及び賞味期限180日以上菓子」について納品期限を賞味期間の1/2残し以下に緩和することを、賞味期限延長や賞味期限の年月表示化と合わせて推奨している。平成29年度は、①納品期限緩和に取り組む企業の拡大に向けた検討②納品期限緩和の対象品目拡大に向けた調査、実証実験③賞味期限の年月表示化等の効果の見える化等に取り組んだ。結果は大手コンビニエンスにおいて、飲料のみならず賞味期限180日以上菓子についても納品期限緩和の取り組みが広がった。賞味期限の年月表示化は食品ロス削減のみならず、流通・小売段階での業務効率化の観点からも、賞味期限の年月表示化の具体的な効果など、取り組み拡大に向けた情報を整理したところであり、大手メーカーなどで取組が拡大した。平成30年度以降の検討項目としては、納品期限緩和に取り組む企業の拡大や、中間流通段階の納品期限緩和に係る検討、日配品の食品ロス削減手法の検討などが必要であることを検討会で共有された。

この他研修事業としては、定時総会時に中・四国支部、関東支部、近畿支部、東海支部、北海道支部、九州沖縄支部が研修会を行い、加えて関東支部、北海道支部、東北支部、北陸支部が経営実務研修会、交流会を行った。また東海支部と近畿支部は地域卸同業会との共催で研修会や商品研修会を行い、北海道支部は九州沖縄支部と情報交流会を行い地域事情に根ざした情報を共有した。

### Ⅲ. 本部活動

情報発信力を高めて、業界の健全な発展と存在価値の向上に寄与すべく活動を行ったまた、コンプライアンスに基づく活動を徹底するため、「コンプライアンスに基づく運営ガイドライン」を策定した。

# 平成29年度事業報告関連資料

## コンプライアンスに基づく運営ガイドライン

平成29年11月8日制定

一般社団法人日本加工食品卸協会(以下「協会」という)は、協会が行う諸活動が、コンプライアンスの考え方に基づいて行われるよう、協会及び協会が行う諸活動への参加者に周知徹底することを目的としてコンプライアンスに基づく日食協の運営ガイドライン(以下「本ガイドライン」という)を制定する。

### 1. 定義

コンプライアンスとは、法令はもとより、社会が要請する価値感・倫理観も遵守し、誠実に行動することをいう。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、協会におけるすべての活動に適用される。

### 3. コンプライアンスの担当部署及び責任者

コンプライアンス担当部署は、協会の執行運営委員会とし、協会におけるコンプライアンスの徹底を図るための重要方針の審議、立案及び方針に沿った活動を推進する役割を担う。

また、必要に応じて、法務研究会と連携して国内外の関連法令や社会情勢などのコンプライアンスに関する情報の収集と分析及び教育研修等を行うものとする。

なお、協会専務理事(以下「専務理事」という)をコンプライアンス担当部署の責任者とする。

### 4. 協会の運営

#### 1) 会議、研修会等の諸活動の運営

協会が運営する会議、研修会等の諸活動については、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針、などの指針及び法令に従い、違反とならない内容とする。

#### 2) 議題及び資料の作成

会議、研修会等の諸活動における議題及び資料は、コンプライアンスの観点から問題となるおそれのある内容が含まれていないかについて、当該会議の議長(以下「議長」という)または専務理事が事前に確認し、その上で会議資料を関係者に配布する。

#### 3) 会議の際の議事進行

議長は、会議開始にあたって、次のコンプライアンス宣言を行った上で、会議を開催する。

「私たちは、協会の定めるコンプライアンスの定義に基づき、法令に違反しかねない議論または発言は行いません」

万一、コンプライアンス上不適切と思われる議論または発言があった場合には、議長及び専務理事は発言者に対し、注意を促す等の措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、議長及び専務理事は当該発言者に対する退席の指示又は当該会議の終了を宣言し、当該終了事由を議事録に記録する。併せて、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。

#### 4) 議事録の作成と管理

議事録は、原則として各委員会やワーキンググループの委員が作成する他、総会、理事会の議事録は定款に沿って事務局が作成し、署名押印する。また議事録は事務局が一元管理し、協会の文書保存規定に従い保存する。ただし、議事録を作成しない場合であっても、適切な対応を行った旨を記録する。

#### 5) 懇親会

会議、研修会等の諸活動への参加者等の懇親を目的に主催する会合（以下「懇親会」という）には専務理事もしくは事務局員が参加し、コンプライアンス上問題のない懇親会が開催されていることを確認する。

万一、不適切な言動等があったと認められる場合には、専務理事もしくは事務局員は是正措置をとった上で、コンプライアンス担当部署にその旨を報告する。

なお、懇親会に限らず、協会が主催するすべての活動についても同様とする。

### 5. 調査・統計業務

#### 1) 目的

協会が実施する種々の調査・統計業務は、我が国の加工食品流通における実態を広く社会に公表することで、これら調査・統計業務等に参加・協力する会員の経営資料並びに業務運営の参考資料に供する基礎資料としての活用を目的とする。

#### 2) 調査・統計業務情報の収集・管理

i) 調査・統計業務情報の収集・管理、提供業務は、協会事務局員が行うものとする。

ii) 調査・統計業務に携わる事務局員は、協会が会員から収集した情報が外部に流出しないよう厳重な情報管理を行う。

### 6. 研修

#### 1) 事務局の研修

協会は、以下の点を認識し、事務局員に対し、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、各人の知識の向上に努める。

i) 協会の活動は、競合各社が接触する機会を提供することが多く、コンプライアンス上のリスクを常に有していること。

ii) 事務局員は、コンプライアンス意識を高く持ち、適法性の観点から意見を表す立場であることを期待されていること。

#### 2) 会員への周知徹底

協会は、本ガイドラインを協会ホームページに公開し、会員への周知徹底を図るものとする。併せて、コンプライアンスに関する研修を必要に応じて実施し、会員の知識向上に努める。

### 7. ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、理事会の決議による。

#### (付則)

本ガイドラインは、平成29年11月8日から実施する。